

国交省

官庁営繕のBIM指針

モデル作成の留意点示す

国土交通省は、官庁営繕事業の受注者がBIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）を導入する場合の考え方をまとめた「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」を作成した。設計業務や工事でBIMモデルから図面や仕様書の成果物を作成できる点を明確化したほか、BIMモデルを作成・利

用する上での留意点などを示した。図面作成のためのモデルに関しては詳細度の目安を例示し、作成の効率性を高めている。今後、ガイドラインを適用した事例を蓄積し、ほかの公共発注機関への周知につなげる。

ガイドラインは、官庁営繕事業で設計や工事の受注者がBIMを導入する場合や、受注者が技術提案などで技術的

な検討を実施する際にBIMモデルを作成する場合などに活用するものとする。こうした目的に応じて作成するBIMモデルは、業務ごとにまとめた目安をもとに、詳細度を設計業務の調査職員や工事の監督職員などと確認して作成することを求めた。

基本設計図書作成のためのBIMモデルの詳細度は、空間や構造体、屋根といった意

匠のほか、構造、主要機器、主要配管などを目安とした。実施設計図書作成では、これらに加え、意匠では建具・ガラスの仕様や耐力壁とそれ以外の壁の区別などを挙げ、構造でも鉄骨継手の位置や設備用スリーブの開口寸法などに設定している。

工事の完成図などを作成するためのモデルの詳細度は、建築仕上げや建築躯体、電気設備、機械設備、昇降機設備、敷地・外構を項目とした。建築工事の2次元の完成図で表現する内容を考慮した形状情報や属性情報を入力するよう求めた。

官庁営繕のBIM指針策定

作成・利用の考え方を示す

国交省

国土交通省は19日、14年度以降の官庁営繕事業に適用するビルディング・インフォメーション・

モデリング（BIM）のガイドラインを策定した。主な対象はBIMモデルを利用して2次元の図面や仕様書を作成する設計業務の受注者と、完成図の作成や技術的な検討を行う工事の受注者。ガイドラインではBIMモデルの作成や利用に関する考え方や留意事項などをまとめている。

ガイドラインでは、まずBIMの利用目的を明確化。その上で、柱や梁といった建築物の主要部材ごとに、BIMモデルをどこまで詳細に作るか目安を示した。

BIMは、コンピュータで3次元の建物情報モデルを構築する仕組み。コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に建築物のさまざまな属性情報（材料・部材の仕様・性能、コストなど）を加えることで、計画内容の可視化や設計・施工時の整合性の確認などを効率化・高度化できる。